

平成 27 年 2 月 6 日

平成 27 年度介護報酬改定について

公益社団法人 日本医師会

平成 27 年度介護報酬について以下のとおり意見する。

○平成 27 年度介護報酬改定率については、平成 27 年 1 月 14 日の来年度予算編成において、全体でマイナス 2.27%となると決定された。

改定率の内訳についてであるが、収支状況などを反映した適正化分として、マイナス 4.48%の引き下げという厳しいものである。

一方、介護職員の処遇改善加算拡充分としてプラス 1.65%、中重度の要介護者や認知症高齢者に対する良好なサービスを提供する事業所等への加算についてはプラス 0.56%が確保された。

日本医師会としては、社会保障審議会介護給付費分科会において、消費税率の引き上げを平成 29 年 4 月まで 1 年半延期せざるを得ない状況にあっても、国民が住み慣れた地域で質の高い医療・介護サービスを受けることのできるよう、必要な財源を確保した上で社会保障の充実を図っていくとともに、万一にも短期間に激変が起き、地域医療・介護現場が混乱することによって、国民が不利益を被ることのないよう、今後の施策に対する十分な配慮が必要であると主張してきた。

また、超高齢化に伴う介護需要が高まる中、介護従事者が専門性を高め、キャリアパスにつながるような賃金体系や労働環境・処遇改善が可能となるよう、介護分野の安定した経営基盤の確保のための報酬の改定が必要であると要望してきたが、マイナス改定となったことは残念である。

○次に、プラス 1.65%として財源が確保された介護職員処遇改善加算については、今後も継続する場合でも、単に給与の引き上げにとどまらず、サービスの質の向上のための研修や、産休・育休の取得、保育所の整備、短時間勤務の導入といったワークライフバランスの改善に必要な人件費増加への対応など、より広く活用できるような仕組みとすべきと考える。

○さらに、中重度者対応や認知症対策等へのプラス 0.56%分については、医療ニーズのある中重度の要介護者や、認知症となっても地域においてこれまでどおり暮らし続けられるよう、適切な医療の裏付けのある介護が提供できる環境整備の構築に資するように配分を希望する。

○最後に、日本医師会は、これまでずっと、医療や介護サービスは、地域の雇用・就業機会を創出するだけでなく、今や地方の人口減少対策や地域活性化対策にも繋がる重要な施策と捉えることができ、介護従事者確保対策や介護サービスの充実・基盤整備を通じたまちづくりは、地方創生につながるものと主張してきた。介護報酬改定と合わせ、地域医療介護総合確保基金の介護分についても、年度末にかけて各都道府県へのヒアリング等が行われることとなるが、それぞれの地域において、基金を活用した地域包括ケアシステムの構築に取り組めるよう、柔軟な対応を希望する。

以上